

北播磨特産品産地化促進事業実施要領

第1 趣旨

「山田錦」等のブランド産地を支える担い手になることを目指す生産者等に対して新技術、改善技術及び有機農業技術の導入を支援することによる担い手の育成・確保を図る。

第2 事業内容及び補助事業の対象となる者

別添のとおり

第3 事業の実施

- 1 本事業を実施しようとする者は、事業実施計画承認申請書（様式1号）を北播磨県民局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。
- 2 局長は、補助事業の対象となる者から提出された事業実施計画承認申請を審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認するものとする。
- 3 事業の変更及び実績報告については、令和7年度北播磨県民局地域躍動推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条及び第11条の規定する手続きによるものとする。ただし、交付要綱によらない変更を行う場合は、あらかじめ局長の承認を受けるものとする。なお、この変更にかかる手続きは、前1項及び2項の定めに準じて行うものとする。
- 4 補助事業者は、当事業により機械・施設を導入する場合は、農業経営に関する様々なリスクへの備えとして農業保険（農業経営収入保険及び農業共済をいう）等への加入に努めること。
また、事業の申請に係る個人情報等を、兵庫県農業共済組合に提供すること及び兵庫県農業共済組合が当該情報を農業保険の加入推進に利用することに同意すること。

第4 事業実績報告

本要領の実績報告は、交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出をもってかえるものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。